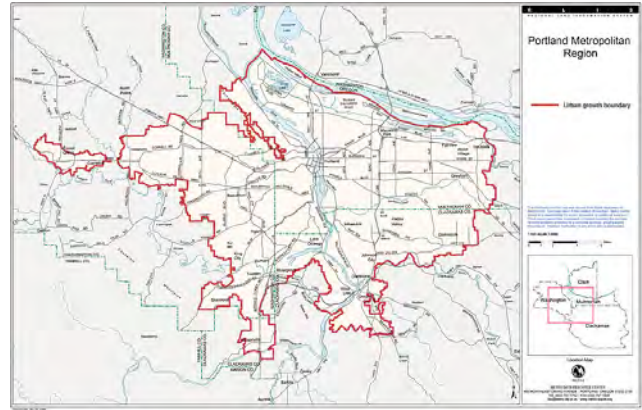


## 「コンパクトシティと広域調整」

村山武彦（東京工業大学）

人口減少社会に関連して、都市のコンパクト化やスマートシュリンクという考え方が注目されてきている。ただし、これまでの議論では、都市の中心部の活性化に重点が置かれており、周辺や郊外の位置づけの不明確化であることから、中心と郊外の仕分けをどのように行い、両者を調整するかが大きな課題であると考えられる。

コンパクトシティの事例として、アメリカ・オレゴン州にあるポートランドでは、成長管理政策を導入し、UGB（Urban Growth Boundary）を設定することによって、都市部と郊外部を明確に区分している。そのうえで、郊外部に主として存在する農地の保護ならびに農業振興に関する政策を、都市部の政策とともに進めている。具体的には、優良農地に対する減税などが実施されている。



国内の事例として、富山県富山市では、2003年より同市の部局横断で研究会が開始され、「コンパクトなまちづくり」を構想した。2008年に策定された都市マスタープランでは、公共交通沿線の人口が約2005年時点で28%であったものを、20年後の2025年には、約42%にするとしている。その一方で、公共交通の沿線以外の地域や郊外への対応は、あまりみられない。

こうした都市の中心部と郊外との調整にみられる問題の事例として、市町村レベルの計画と広域レベルの調整が挙げられる。

2006年に改正された都市計画法では、19条（市町村の都市計画の決定）において、広域的な調整を強化することになった。具体的には、都道府県知事が市町村の都市計画決定等に対する協議同意を行う際に、関係市町村から意見を聴取し協議を行う際には、都道府県知事は、一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整を図る観点や都道府県が定める都市計画との適合を図る観点から行うこととなっている。

その後、2011年にも同法が改正され、市については、都道府県知事の同意が不要となった。これは、同年に制定された地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律に関連するものと言われており、国交省の見解では、「地方分権改革推進委員会第3次勧告の内容が採り入れられたものであり、市と都道府県との間の協議により広域的観点及び都道府県決定計画との整合確保の観点からの調整が図られることは、引き続き必要」であるとしている（都市局長通知、H23.7.14）。

しかし、2014年度に行われた調査によれば、2011年の法改正により広域調整の効果が限定的になり、意見が対立した際の具体的な調整方法が未整備であることが示されている。また、合意形成の観点からみた課題として、自治体内（部分最適化）と広域（全体最適化）の調整、都道府県や第三者的立場（都計審）の役割、市町村間での合意形成の枠組みや判断基準の検討などが挙げられる。

人口減少を前提とした場合、都市や郊外、農村部の広域的な空間配置や役割分担をどのような形で調整し、関係者間で合意を図っていくかが大きな課題であるといえる。